

大分市指定収集袋作製等業務委託（令和４年度分）

共通仕様書

この仕様書は、大分市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する大分市指定収集袋作製等業務を行うにあたり必要な事項を定める。

1. 委託件名

- ① 大分市指定収集袋作製等業務委託（令和４年度分）大袋 45 リットル相当
- ② 大分市指定収集袋作製等業務委託（令和４年度分）特小袋 10 リットル相当
及びミニ袋 5 リットル相当
- ③ 大分市指定収集袋作製等業務委託（令和４年度分）中袋 30 リットル相当
- ④ 大分市指定収集袋作製等業務委託（令和４年度分）小袋 20 リットル相当

2. 履行期間 契約締結の日から令和５年３月 31 日

3. 業務内容 指定収集袋の作製及び、委託者が指定する保管場所への荷降ろしを含めた納品業務並びに、指定収集袋を安定的に流通させるため、作製に関する計画書の作成業務を行うものとする。

I. 指定収集袋について

(1) 容量及び数量

指定収集袋の容量及び数量は下表のとおりとする。

① 大分市指定収集袋作製等業務委託（令和４年度分）大袋 45 リットル相当

サイズ・容量	箱 数	枚 数
大袋 45 リットル相当	15,760 箱	7,880,000 枚

② 大分市指定収集袋作製等業務委託（令和４年度分）特小袋 10 リットル相当 及びミニ袋 5 リットル相当

サイズ・容量	箱 数	枚 数
特小袋 10 リットル相当	6,820 箱	3,410,000 枚
ミニ袋 5 リットル相当	2,890 箱	1,445,000 枚

③ 大分市指定収集袋作製等業務委託（令和４年度分）中袋 30 リットル相当

サイズ・容量	箱 数	枚 数
中袋 30 リットル相当	11,560 箱	5,780,000 枚

④ 大分市指定収集袋作製等業務委託（令和４年度分）小袋 20 リットル相当

サイズ・容量	箱 数	枚 数
小袋 20 リットル相当	15,820 箱	7,910,000 枚

(2) 材質

低密度ポリエチレン（炭酸カルシウムを混入しないこと）

※再生原料を使用する場合は材質・強度、透明度に影響がないこと

(3) 厚さ

指定収集袋の厚さは別紙①のとおりとする。

※厚さに関しては、JIS（日本産業規格）Z1711-1994 の規定 6.2 表 6 の誤差を適用しない。

(4) 色

指定収集袋の色は、黄色とする。ただし、内容物が識別できる透明度を保つこと。

指定収集袋に印刷する文字の色は、黒色とする。

詳細については、サンプルを参考とすること。

使用する顔料及びインキは、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL 規制）に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び、塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。

(5) 形状

指定収集袋の形状は U 形袋（ガゼット・ベロ付き）とし、JIS（日本産業規格）Z1711-1994 の規定 4 図 1 の U 型袋（2）規格を準用したものとする。

(6) 外寸等

指定収集袋の外寸等は別紙①のとおりとする。寸法の許容範囲は、JIS（日本産業規格）Z1711-1994 の規定 6.2 を準用する。

(7) 印刷内容

指定収集袋に印刷する内容は、別紙②のとおりとする。

文字の色等の規格、記載内容（企業広告等）、デザイン、レイアウト等についての詳細は、協議の上、決定する。年度途中に印刷内容の変更事由が生じた際も同様とする。

Ⅱ. 外包装について

(1) 形状

指定収集袋 10 枚単位で包装したものを 1 組とする。その包装方法は平袋式、ロール式を問わない。ただし、指定収集袋を一枚ずつ取り出して使用できるようにすること。収納方法、取出口についてはサンプルを参考とすること。

(2) 材質

平袋式：透明のポリプロピレン製とする。

ロール式：紙製（古紙配合率 70%以上）とする。

(3) 外寸等

外包装の外寸等は別紙③のとおりとする。寸法の許容範囲は、JIS（日本産業規格）Z1711-1994 の規定 6.2 を準用する。

(4) 印刷内容

① 外包装に印刷する内容は、別紙③のとおりとする。

② 「家庭用品品質表示法に基づく表示」は、同法第 3 条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規定に定める内容を記載すること。

③ 委託者が指定する JAN コードは適正に表示を行い、印刷面の下地は白地とする。JAN コードは必ずスキャナで読み取りが可能な状態にすること。（別紙⑤参照）

④ 価格の表示は別紙③を参考とすること。

⑤ 文字の色等

ア. 文字の色は、黒色とする。

イ. 使用する顔料及びインキは、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL 規制）に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び、塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。

⑥ 文字の色等の規格、記載内容（企業広告等）、デザイン・レイアウト等の詳細については、サンプルを参考とすること。年度途中に印刷内容の変更事由が生じた際も同様とする。

Ⅲ. 梱包について

(1) 梱包

① 外包装 50 組ごとに段ボール箱に入れ梱包し、外箱のサイズは概ね別紙④を参考とし、指定収集袋が良好な状態を保つよう梱包する際に注意を払うこと。

② 外箱は複両面段ボールを使用すること。

③ 外箱に金具等は使用せず、接着面についてはテープ等で接着すること。また、複数段積み重ねても潰れない強度のものを使用すること。

(2) 印刷内容

- ① 印刷は、別紙⑤に示す記載内容及びレイアウトのとおりとし、文字はゴシック体とすること。
- ② 委託者が指定する ITF コードは、別紙④に示すとおり表示し、スキャナで読み取りが可能な状態にすること。(別紙⑤参照)
- ③ 受託者の名称、所在地、電話番号、指定収集袋の種類・容量等を別紙④のとおり表示すること。
- ④ 文字の色等
ア. 文字の色は、黒色とする。
イ. 使用する顔料及びインキは、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び、塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。
- ⑤ 文字の色等の規格、記載内容、デザイン等についての詳細は、協議の上、決定する。

IV. 検査について

(1) 版下検査

- ① 指定収集袋及び外包装の規格、記載事項について、委託者が貸与する電子媒体で作成した参考データをもとに、事業者名、所在地、委託者が指定する JAN コードなどの必要事項を追加した上で、版下を作成し、内容、色彩等について、委託者の校正を受けること。
- ② 外箱について、受託者名、所在地等、委託者が指定する ITF コードなどの必要事項を追加した上で、版下を作成し、内容、色彩等について、委託者の校正を受けること。
- ③ 委託者から、指定収集袋、外包装及び外箱のそれぞれについて、形状、寸法、記載内容、印刷色の検査を受け、検査に合格しないものがある場合は、委託者からの指示により、修正及び修正後の版下の提出をすること。
- ④ 委託者が行う検査において修正を指示された場合は、修正後の版下について③同様、委託者から再度の検査を受けること。
- ⑤ 委託者が行う、指定収集袋、外包装及び外箱のすべてにかかる版下の検査に合格後、委託者からの指示により、商品サンプルの作製を開始する。

(2) 商品サンプル検査

- ① 指定収集袋の本作製に入る前に指定収集袋の厚さ、引張強度及び炭酸カルシウム混入の有無、顔料及びインキの有害物質の含有等について、国内の第三者検査機関で検査を受け、検査結果の内容を証明した書面の原本（以下「検査結果書」という。）と、商品サンプルとして各種類 3 組ずつを委託者へ提出すること。なお、複数の工場で作製を行う場合は、工場別に検査結果書と商品サンプルを提出すること。

(注) 厚さの試験方法は、JIS（日本産業規格）Z1711 を、引張強度の試験方法は、JIS（日本産業規格）Z1702 を準拠すること。炭酸カルシウムの有無、顔料及びインキの有害物質の含有検査は、定性分析で可とする。

また、厚さの検査については、上記 JIS Z 1711 の検査の他、袋の中央部（開口部から袋の底までの長さの 1/2 程度の部分（以下「中央部」という。））及び底部（開口部から袋の底までの長さの 1/4 程度の部分（以下「底部」という。））について両面の 4 ヶ所を測定し、それぞれの測定値を検査結果書に合わせて掲載すること。

② 商品サンプル検査は、受託者が立会いのもと、検査結果書により指定収集袋の厚さ、引張強度及び炭酸カルシウム混入の有無を確認後、指定収集袋及び外包装のそれぞれについて、形状、寸法、記載内容、印刷色の検査を行うとともに、指定収集袋の検査については次のことを実施する。

ア 指定収集袋それぞれの容量に応じ、3分の1程度の水を入れ、破れや漏れの有無について確認を行う。

イ 厚さの検査は、開口部、中央部、及び底部の両面について、それぞれ均等に数ヶ所の測定を行う。

ウ 開口部の裂け及び破れの有無について確認を行う。

エ セロハンテープを印刷面に張り付けた後に剥がしてもインキの剥離がないかの確認を行う。

(注)印刷はく離強さは JIS(日本産業規格)Z1711-1994 の規定 7 表 7 を準用する。

オ 上記のほかに疑義がある部分については検査を行う。

③ 検査に合格しないものがある場合は、受託者へ再作製を指示する。

再作製後の商品サンプルは、①と同様に、指定収集袋の厚さ、引張強度及び炭酸カルシウム混入の有無、顔料及びインキの有害物質の含有等について、国内の第三者検査機関で検査を受け、検査結果書の原本と商品サンプルとして各種類 3 組ずつを委託者へ提出すること。

④ 再作製した後の商品サンプルの検査は、②と同様とする。

⑤ 商品サンプル検査を受け、合格したことが確認された後、本作製を開始すること。
(検査を受け合格した商品サンプルと同品質のものを作製すること)

⑥ ①および③の検査結果の様式及び検査条件等は検査機関が指定するものとし、これに係る費用は受託者の負担とする。

(3) 納品検査

① 納品検査は、委託者が納品された指定収集袋から種類別に、無作為に当該検査対象の一部を抽出し、受託者が立会いのもと検査を行う。

- ② 納品時には、その都度、国内の第三者検査機関による検査を受け、検査結果書（原本）を提出すること。また、検体は納品するものと同一のロットのものとする。
- ③ 検査においては、指定収集袋、外包装及び外箱のそれぞれについて、形状、寸法、記載内容、印刷色の検査を行うとともに、指定収集袋は①で抽出した1組のうち1枚を厚さ及び寸法の検査に使用し、残りを開口部の裂けや破れの検査等に使用する。検査の方法は（2）の②を準用する。
- ④ 検査において品質等に疑義が生じた場合は、さらに抽出し、他の指定収集袋についても確認を行う。その検査対象の抽出は、①と同様とする。
- ⑤ 検査に合格しないものがある場合は、受託者へ再作製を指示する。
- ⑥ ⑤により再作製を行った後、再度納品される場合の検査については、①～⑤と同様に対応する。
- ⑦ 不合格になった指定収集袋については委託者と協議の上、市場に流通させないよう受託者の負担において厳正に処分し、その報告を書面にて委託者へ提出すること。

（5）受託者における検査

- ① 工場から出荷する際には、必ず受託者の責任において自主検査を実施すること。
- ② 委託者が作製工場において作製過程の検査を求めた場合は、速やかに応じること。

V. 納品等について

（1）納品期限及び数量（予定）

指定収集袋の納品期限及び数量については、下表のとおりとする。

サイズ・容量	納品期限	数量（箱）	数量（枚）
大袋 45 リットル相当	令和 4 年 5 月 13 日（金）	3,940 箱	1,970,000 枚
	令和 4 年 8 月 10 日（水）	3,940 箱	1,970,000 枚
	令和 4 年 11 月 15 日（火）	3,940 箱	1,970,000 枚
	令和 5 年 2 月 15 日（水）	3,940 箱	1,970,000 枚
	計	15,760 箱	7,880,000 枚
中袋 30 リットル相当	令和 4 年 5 月 13 日（金）	2,890 箱	1,445,000 枚
	令和 4 年 8 月 10 日（水）	2,890 箱	1,445,000 枚
	令和 4 年 11 月 15 日（火）	2,890 箱	1,445,000 枚
	令和 5 年 2 月 15 日（水）	2,890 箱	1,445,000 枚
	計	11,560 箱	5,780,000 枚

小袋 20 リットル相当	令和 4 年 4 月 15 日 (金)	2,905 箱	1,452,500 枚
	令和 4 年 6 月 15 日 (水)	※ 4,200 箱	2,100,000 枚
	令和 4 年 7 月 15 日 (金)	2,905 箱	1,452,500 枚
	令和 4 年 10 月 14 日 (金)	2,905 箱	1,452,500 枚
	令和 5 年 1 月 13 日 (金)	2,905 箱	1,452,500 枚
	計	15,820 箱	7,910,000 枚
特小袋 10 リットル相当	令和 4 年 4 月 15 日 (金)	1,705 箱	852,500 枚
	令和 4 年 7 月 15 日 (金)	1,705 箱	852,500 枚
	令和 4 年 10 月 14 日 (金)	1,705 箱	852,500 枚
	令和 5 年 1 月 13 日 (金)	1,705 箱	852,500 枚
	計	6,820 箱	3,410,000 枚
ミニ袋 5 リットル相当	令和 4 年 4 月 15 日 (金)	730 箱	365,000 枚
	令和 4 年 7 月 15 日 (金)	720 箱	360,000 枚
	令和 4 年 10 月 14 日 (金)	720 箱	360,000 枚
	令和 5 年 1 月 13 日 (金)	720 箱	360,000 枚
	計	2,890 箱	1,445,000 枚

○納品期限の前に※印がある分については、納品場所が異なる（市内）

（２）計画書の提出

指定収集袋を安定的に流通させるため、受託者は、委託者が指定する保管配送業務受託者並びに、受注収納管理業務受託者と必要に応じ協議の上、指定収集袋のデザイン校了から、サンプル提出までを含め、作製から納品に関する全ての工程及び作製予定数量が分かる計画書を、契約後 2 週間以内に書面にて委託者へ提出し、委託者の承認を得ること。

（３）納品時の手続き等

- ① 納品先は、委託者が指定する保管配送業務受託者の管理する倉庫（V. (1) 納品期限の※印分は納品数の一部又は全部を減免配達業務受託者の管理する倉庫）とし、別途指示する。
- ② 納品毎に委託者に対して納品日、納品数量等が分かるよう納品書を作成し委託者へ提出し承認を得ること。また、ロット番号に応じた納品数量を把握できる書類を添付すること。
- ③ 納品時は、委託者が指定する納品場所において、荷降ろしまでの作業を行うこと。
なお、納品時に使用するパレット等は、委託者が指定する保管配送業務受託者と事前に協議の上、決定すること。
- ④ 納品後のトラブルを回避するため、受託者は、納品毎に納品日、納品数量等を記載した受領書を作成し、委託者が指定する保管配送業務受託者の受領印を押印した写しを委託者へ提出すること。

VI. 補足事項について

(1) 品質管理

- ① 後日、指定収集袋の品質について確認が必要となったときに、その対象となっているものの所在を追跡することができるようにするため、指定収集袋または外包装、及び外箱に指定収集袋を封入し包装が完了した年月日、指定収集袋を作製した製袋機等のロット番号等が判明できる記号や番号を表示すること。
- ② 業務を遂行するにあたっては、次に示すことを実施するよう努めること。
 - ア 従業員への不良品の見分け方等の教育
 - イ 不良品の混入の有無確認
 - ウ 外箱の強度確認（コンテナへの積み方を含む）
 - エ コンテナ本体の穴あき等がないかの確認（雨漏り等を防ぐため）
- ③ 取手の U 字形部分の傷が裂けの原因となる場合があるため、カッティング及び刃の状態には細心の注意を図ること。

(2) 不良品対応

納品検査後に不良品が判明した場合は、受託者の責任において速やかに良品と無償交換するとともに、原因等の調査報告書を本市に提出すること。

また、状況により市民の手元にある指定収集袋及び取扱所の在庫の回収も含めて再納品などの対応を委託者が指示することがある。指示された場合には、速やかに対応するとともに、対応の経過等の報告書を委託者へ提出すること。

(3) 作製場所

全ての種類の指定収集袋は国内生産とし、安定した供給体制を確保すること。

また、作製する工場の名称や所在地等を証する書類とともに、市の指示に従い作製業務に関する写真その他の資料を提出すること。

(4) 著作権等

- ① 本仕様書並びに委託者の指示した事項及び、協議の上決定した事項に従い製版した版の著作権は委託者に帰属するものとする。
- ② 版は電子データで委託者へ返品することとし、受託者での保管はできないものとする。

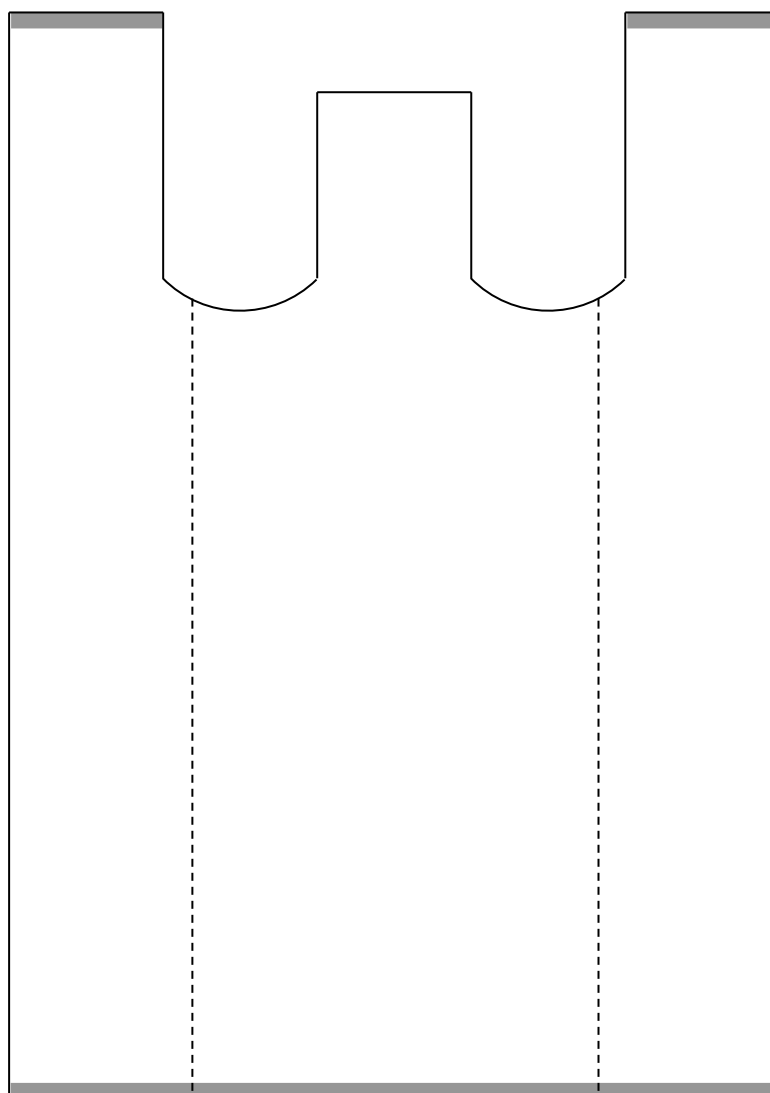
(5) その他

- ① 本仕様書に定める事項以外に、委託者が別途指示・協議する事項については、誠意をもって対応すること。
- ② 本仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定する。

指定収集袋の寸法について

1. 寸法について

指定収集袋の寸法は、次のとおりとする。



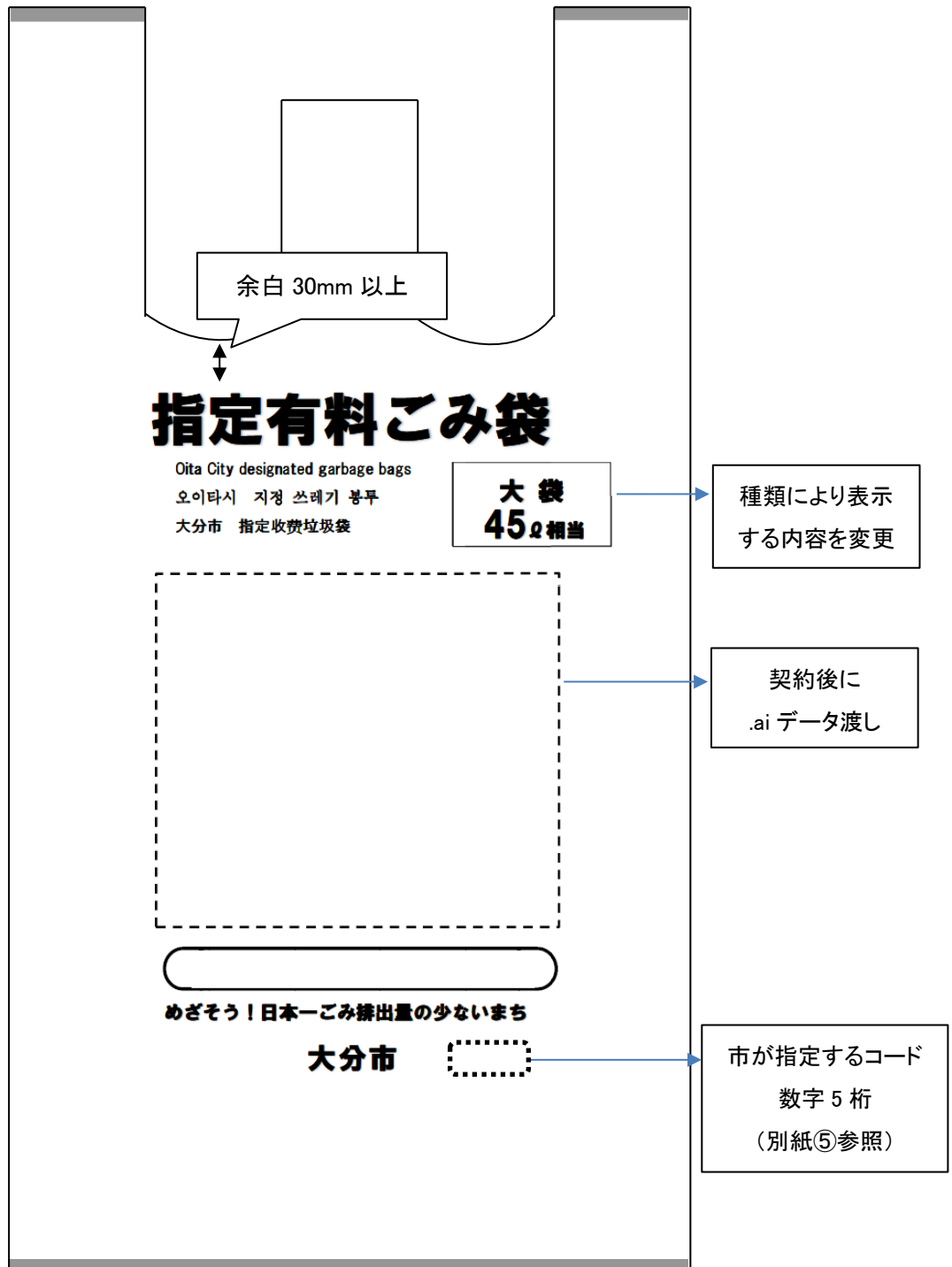
		全長	全幅	厚さ	仕上幅(目安)
大袋	45 リットル相当	850mm	650mm	0.035mm 以上	450mm
中袋	30 リットル相当	760mm	560mm	0.035mm 以上	380mm
小袋	20 リットル相当	690mm	480mm	0.030mm 以上	320mm
特小袋	10 リットル相当	560mm	390mm	0.030mm 以上	250mm
ミニ袋	5 リットル相当	440mm	320mm	0.030mm 以上	200mm

※ 持ち手、ガゼット、ペロの寸法等についてはサンプルを参考とすることとし、詳細については協議の上、決定する。

指定収集袋の印刷内容について

1. 表示する内容について

指定収集袋に表示する内容は次のとおりとする。



外包装の印刷内容等について

1. 表示する内容と寸法について

(1) 指定収集袋の種類と価格及び寸法について

外包装に表示する指定収集袋の種類と価格は次のとおりとする。平袋式の寸法は以下を目安とし、詳細は協議のうえ決定する。(ロール式の寸法は別途協議)

種類・容量	価格	外包装の寸法(縦×横)
大袋 45ℓ相当	315 円	300mm × 270mm
中袋 30ℓ相当	210 円	270mm × 250mm
小袋 20ℓ相当	140 円	230mm × 215mm
特小袋 10ℓ相当	70 円	190mm × 180mm
ミニ袋 5ℓ相当	35 円	195mm × 130mm

(2) 家庭用品品質表示法に基づく表示

家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第3条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規定第1条に定める内容を記載すること。

外包装の印刷内容(見本)

The diagram shows a sample label for 'Oita City designated garbage bags'. The label includes the following information:

- Header:** 大分市 指定有料ごみ袋 (Oita City designated garbage bags)
- Price:** 315 円 (10 枚入・消費税込)
- Capacity:** 大袋 45ℓ相当
- Barcode:** 4548958900011 (JAN code)
- Precautions:**
 - 取扱上の注意: この袋は、窒息事故などを起こすおそれがあります。乳幼児や子供の手の届かないところに保管してください。
 - 警告: 可燃性ですので、火のそばに置かないでください。
 - 注意: 詰め込みすぎや、突起のあるものを入れると破れることがありますのでご注意ください。摩擦により衣類に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。
- Material Information:**
 - 原料樹脂: ポリエチレン
 - 耐冷温度: -30度
 - 寸法: 外形 1000(000)×1000mm, 厚さ 0.035mm
 - 枚数: 10枚
- Footer:** めざそう! 日本一ごみ排出量の少ないまち, MADE IN JAPAN

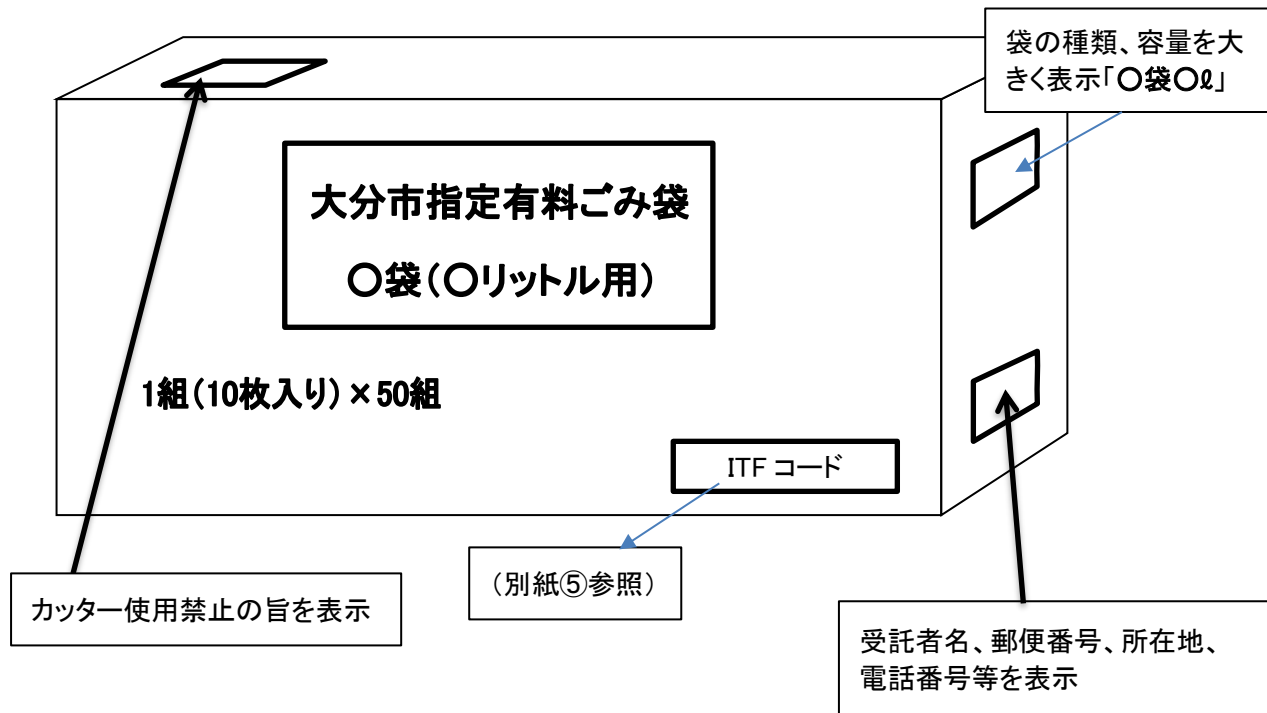
Callouts from the diagram:

- 下地は白色 (White background)
- JANコード (別紙⑤参照) (JAN code (see separate sheet 5))
- 契約後に .ai データ渡し (Delivery of .ai data after contract)
- 市が指定するコード 数字5桁 (別紙⑤参照) (City designated code, 5 digits (see separate sheet 5))

外箱の印刷内容等について

1. 表示する内容について

外箱に表示する内容については、下図のとおりとし対面にも表示すること。



2. 外箱の寸法について

外箱の寸法は、次に示す寸法を目安とし、詳細については協議の上、決定する。

寸法は、内容物との間に隙間ができないよう調整すること。

①大袋 45 リットル用	W:480mm×D:280mm×H:230mm
②中袋 30 リットル用	W:420mm×D:230mm×H:230mm
③小袋 20 リットル用	W:400mm×D:200mm×H:200mm
④特小袋 10 リットル用	W:320mm×D:200mm×H:200mm
⑤ミニ袋 5 リットル用	W:250mm×D:185mm×H:160mm

3. その他

印刷は、正面、側面とも両面印刷とすること。

外箱は、複両面段ボールを使用し、複数段積み重ねても潰れない強度のものを使用すること。

なお、外箱の接着面については、金具等は使用せず、テープ等で接着すること。

市が指定する各種コードについて

各種コードについては、以下のとおり、適正に表示を行うこと。

また、JANコード、ITFコードについては、本格的な作製開始前に確実に読み取りが行われるか検証し、検証結果及び検証に不備があれば、その改善結果を本市に報告の上、本市が了解した後に本格的な作製に入ること。

1. 大分市が指定するコード（外包装・袋本体に表記）

	指定コード
大袋 45リットル相当	21101
中袋 30リットル相当	
小袋 20リットル相当	
特小袋 10リットル相当	
ミニ袋 5リットル相当	

2. JANコード（外包装）

	JANコード
大袋 45リットル相当	45 48958 90001 1
中袋 30リットル相当	45 48958 90002 8
小袋 20リットル相当	45 48958 90003 5
特小袋 10リットル相当	45 48958 90004 2
ミニ袋 5リットル相当	45 48958 90005 9

3. ITFコード（外箱）

	ITFコード
大袋 45リットル相当	1 45 48958 90001 8
中袋 30リットル相当	1 45 48958 90002 5
小袋 20リットル相当	1 45 48958 90003 2
特小袋 10リットル相当	1 45 48958 90004 9
ミニ袋 5リットル相当	1 45 48958 90005 6